

# 一般社団法人日本車いすテニス協会 倫理規程

## 〔目的〕

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という。）の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当法人の社会的使命および役割を自覚し、当法人の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当法人及び車いすテニス競技に対する社会的な信頼を確保することを目的とする

## 〔適用範囲〕

第2条 この規程における規律の対象となる個人は、当法人に登録を有する選手、スタッフその他これに準ずる個人（以下「登録選手等」という。）とする

2 第3条に規定する遵守事項に違反した登録選手等が、当該違反行為時に前項に該当するときには、懲罰時に当法人に登録を有しないなど、前項に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる

## 〔遵守事項〕

第3条 登録選手等、以下の事項を遵守しなければならない

- (1) 日本国内において有効な法令に反してはならない
- (2) 当法人、国際テニス連盟（ITF）、国際パラリンピック委員会（IPC）および日本パラリンピック委員会（JPC）等ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等に反してはならない
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない
- (4) 当法人にかかわる一切の者の名誉または信用を毀損する行為をしてはならない
- (5) 不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあつせんする等してはならない
- (6) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない
- (8) その他、直接または間接を問わず、当法人に登録を有する登録選手等としての品位を失うべき非行を行ってはならない

## 〔懲罰対象期間〕

第4条 懲罰は、懲罰対象行為を当法人が覚知した時から起算して3年又は懲罰対象行為の時から10年の間に限り、行うことができる

## 〔懲罰の種類〕

第5条 登録選手等が第3条に規定する遵守事項に違反した場合、当該違反事実（以下、「懲

罰対象事実」という。)をもって懲罰の対象となる

- 2 登録選手等に懲罰対象事実が認められた場合、懲罰の種類は次のとおりとする
  - (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
  - (2) 罰金：一定の金額を当法人に納付させること
  - (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、当法人に帰属させること
  - (4) 減給：当法人から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法規に則るものとする
  - (5) 一定期間または無期限の試合出場資格の停止：  
当法人が管理、監督する試合について、一定期間もしくは無期限に出場資格を停止すること
  - (6) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任：  
当法人にかかわる職務について一定期間もしくは無期限に停止すること、または職務を解任すること
  - (7) 登録抹消：当法人の登録を抹消し、再登録を認めないこと
- 3 前項の譴責、罰金、または没収については、その他の懲罰と併せて科することができる
- 4 懲罰は、違反行為の内容によって、別紙に定める範囲内で決定する

〔管理監督関係者の加重〕

第6条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、当該違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる

〔罰金の合算〕

第7条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする

〔懲罰対象事実の重複による加重〕

第8条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる

〔酌量減輕〕

第9条 懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる

〔他者を利用した者に対する懲罰〕

第10条 他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする

〔復権〕

第11条 当法人は、有期1年以上の有期または無期の懲罰を受けた者について、懲罰期間

中の活動等が良好であると認めた場合、別途定める手続きに則って、その懲罰期間中であっても、当該懲罰の全部または一部を、停止または終了すること（以下「復権」という。）ができる

- 2 復権を認める場合、当法人が必要と認める再発防止、規範意識涵養のための措置をとることができる

〔改廃〕

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする

附 則

（I）本規程は、令和3年10月2日から施行する